



# 埼玉県報

第434号  
令和5年(2023年)  
7月28日  
金曜日

## 目次

### 告示

- 地籍調査の成果の認証（土地水政策課）
- 地籍調査の成果の認証（土地水政策課）
- 越谷都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術機関の指定（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による施術機関の変更（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の廃止の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の辞退の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出（社会福祉課）
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 県営土地改良事業中太田・小柱地区（区画整理事業）の換地計画の決定及び換地計画書の写しの縦覧（農村整備課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）

- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 事務所の所在地又は業者の所在が確知できない宅地建物取引業者の公告（建築安全課）
- 令和5年度埼玉県立学校24校コンピュータ教室用機器等賃貸借に関する落札者等の公示（ICT教育推進課）
- Google Workspace for Education Plus ライセンス等調達に関する落札者等の公示（ICT教育推進課）
- 次期県立学校間ネットワークシステム機器賃貸借及び運用管理設計業務委託に関する落札者等の公示（ICT教育推進課）
- 無線警ら車の製造請負に関する入札公告（会計課）
- トヨタ社製四輪車両用純正部品ほか11品目の単価契約に関する落札者等の公示（会計課）
- ヘリコプター（アグスタ式A109E型A323N）4800時間点検の請負に関する落札者等の公示（会計課）
- 不在者投票を行うことができる施設の異動（選挙管理委員会）

# 告示

## 埼玉県告示第八百十六号

小川町における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和五年七月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

小川町	令和三年度	地籍図三十七枚	青山三地区（大字青山の一部）	令和五年七月
調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の調査を行った地区	調査を行った年月日	
	令和四年度	地籍簿一冊	青山の一部	二十一日

# 告示

## 埼玉県告示第八百十七号

加須市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和五年七月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

加須市	令和三年度	地籍図二十三枚	調査を行った地区	令和五年七月
	令和四年度	地籍簿一冊の一部	調査を行った地区	二十一日
			調査を行った地区	
			調査を行った地区	

## 告 示

### 埼玉県告示第八百十八号

吉川市から越谷都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和五年七月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

# 告示

## 埼玉県告示第八百十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療扶助並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関又は施設を担当する機関として、次の者を指定した。

令和五年七月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 指定医療機関

名称	開設者名	所在地	指定年月日
章佑クリニック	逆井 章吾	春日部市梅田本町二―五―五	令和五年六月一日
医療法人駿美会 ますだ春日部クリニック	医療法人駿美会	春日部市中央四―八―一二 AYAKAビル一階	令和五年六月一日
笠井眼科	笠井 龍一郎	草加市栄町三―二―一二笠井眼科ビル二F	令和五年六月一日
医療法人慶承会 公園の街クリニック	医療法人慶承会	戸田市本町五―一三―一九 グランカーム戸田一階B室	令和五年六月一日
たまきクリニック	玉木 雅子	朝霞市本町二―四―一八 四FB	令和五年七月一日
和光脳神経外科・ 内科	医療法人一春会	和光市丸山台二―二九―一	令和五年六月一日

たから薬局大枝店	秋津診療所 くりくりくゝん歯科	立川歯科医院	医療法人社団英修 会寺尾歯科医院	しおどめ歯科クリ ニック	あおぞらクリニッ ク	本強矢整形外科医 院	たつみ形成皮ふ科 クリニック	医療法人益岡医院	アイクリニック高 坂
株式会社フアー マピア	栗田 賢一	齋藤 順	医療法人社団英 修会	小倉 俊也	山本 樹里	本強矢 隆生	川口 辰巳	医療法人益岡医 院	医療法人社団Y Nメデイカル
春日部市大枝三一四一一	所沢市上安松一―三二秋津駅 北口秋津中央ビル一階	戸田市本町二―一六―一〇	三郷市早稲田五―七―七	八潮市南川崎一九二―一	幸手市緑台一―三―一四増田 第七ビル二〇三	秩父市下影森八七―一―一	秩父市中宮地町四―三―〇	深谷市岡部一二四九―一―〇	東松山市高坂八八六―一―二
令和五年六月 一日	令和五年七月 五日	令和五年六月 一日	令和五年五月 一日	令和五年六月 一日	令和五年七月 一日	令和五年六月 一日	令和五年六月 一日	令和五年六月 一日	令和五年六月 一日

ペンギン薬局	株式会社ペンギン	鴻巣市八幡田八三七―二	令和五年七月一日
ドラッグセイムス 戸田笹目薬局	株式会社富士薬品	戸田市笹目三―一五―一	令和五年六月一日
コジマ調剤薬局 東町店	有限会社リベルテ	入間市東町七―二―八	令和五年七月一日
ドラッグセイムス 高坂薬局	株式会社富士薬品	東松山市高坂九七二―一	令和五年五月一日
爽やか薬局・北本店	株式会社アジアメデカ元気事業団	北本市中央二―六二	令和五年六月一日
訪問看護ステーション OHANA	株式会社AQUA	上尾市小泉二―二四―二―二〇三	令和五年四月一日
訪問看護上尾ひまわり	株式会社ひまわりケアサポート	上尾市小泉六―三三―一	令和五年六月一日
訪問介護ハートピア	株式会社まごころの里	熊谷市村岡三〇七―一	令和五年六月十二日
訪問介護ステーション ヨン琴音	株式会社FOCUS	加須市花崎北二―四―二中里貸家一〇号	令和五年一月十三日
訪問看護ステーション ヨンあやめ本庄東	株式会社ファーストナース	本庄市寿一―九―一五山田荘五号棟	令和五年六月一日



二 指定施術機関

氏名		住所		名称		施 術 所		所在地		指定年月日	
伊藤 翔子	渡邊 将志	横山 智則	松岡 祐輝	鈴木 麻岐		崔 正益	吉阪 太一				
伊藤 翔子	鴻巣店 ベスト治療院	ベスト治療院	光市駅前ステーション KEiROW和	光市駅前ステーション KEiROW和	訪問マッサージ KEiROW新 座北ステーション	崔 正益	天坊整骨院				
新座市栄四一六一二	三 鴻巣市鎌塚一八一六	四四 上尾市原市一四二五	和光市本町五―六柳瀬 ビル三F	和光市本町五―六柳瀬 ビル三F	新座市野火止五―一六 ―三〇ハイムウチノ二〇	〇 戸田市笹目三―三―二	川口市坂下町二―五― 二花田坂下店舗一階A	八日	令和五年六月	令和五年六月	令和五年六月
令和五年六月 二十八日	一日	一日	十二日	十二日	五日	十四日					

長島 聡	高橋 典子	中原 里美	都築 幸雄
院 からだ元氣治療 熊谷・行田店 ○	院 からだ元氣治療 熊谷・行田店 ○	だるま堂治療院	光市駅前ステーション K E i R O W 和
行田市長野一―四―三	行田市長野一―四―三	川越市藤間一〇七三― 二一	和光市本町五―六柳瀬 ビル三F
一日 令和五年六月	一日 令和五年六月	一日 令和五年七月	十二日 令和五年六月

# 告示

## 埼玉県告示第八百二十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十五条第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条第一項の規定による指定施術機関から、次のとおり変更の届出があった。

令和五年七月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

氏名		変更事項		変更前	変更後
所在地	名称	所在地	名称		
田島 美紀	西澤 総子				
施術所		施術所			
所在地	名称	所在地	名称		
本庄市寿一―二一―一	セリオ治療院	(追加)	(追加)		
川越市脇田本町二―一―二ウイステリア川越二〇三号	埼玉川越店 在宅・訪問マッサージ治療院オネスト	鴻巣市本町四―五―九新井ビル一〇三号室	KEIROW鴻巣ステーション		

# 告示

## 埼玉県告示第八百二十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり廃止の届出があった。

令和五年七月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 一 指定医療機関

名称	所在地	廃止年月日
ますだ春日部クリニック	春日部市中央四―八―一二 A Y A K A ビル一階	令和五年五月三十一日
笠井眼科	草加市栄町三―二―一二	令和五年五月三十一日
公園の街クリニック	戸田市本町五―一三―一九―一〇―一	令和五年五月三十一日
和光脳神経外科・内科	和光市丸山台二―二九―一	令和五年五月三十一日
佐々木記念病院	所沢市西所沢一―七―二五	令和五年五月三十一日
セントラルクリニック	飯能市柳町二三―一九	令和五年三月一日
尾谷耳鼻咽喉科	富士見市鶴瀬東一―一―三	令和五年五月十五日

医療法人社団宏伸会 笠原クリニック	東松山市毛塚九一〇―一	令和五年五月三十 一日
医療法人益岡医院	深谷市岡部一二四九―一〇	令和五年五月三十 一日
本強矢整形外科病院	秩父市下影森八七一―一	令和五年五月三十 一日
医療法人社団久誠会 いわなが歯科医院	春日部市緑町一―一四―一〇	令和四年九月三十 日
しおどめ歯科クリニ ック	八潮市南川崎一九二―一	令和五年五月三十 一日
寺尾歯科医院	三郷市早稲田五―七―七	令和五年四月三十 日
医療法人社団康寧会 立川歯科	戸田市本町二―一六―一〇	令和五年五月三十 一日
新狭山歯科	狭山市新狭山三―一二―一	令和五年五月三十 一日
ラFINEデンタルク リニック	桶川市寿一―一―一七	令和五年三月三十 一日
アイビー薬局大枝店	春日部市大枝三―四―一	令和五年五月三十 一日

薬局ティード北鴻巣店	鴻巣市八幡田五三二―一	令和五年三月三十一日
パール薬局くすのき台店	所沢市くすのき台二―六―一〇	令和五年五月三十一日
むつみ薬局入間店	入間市上藤沢三七八―一一	令和五年四月一日
大河堂薬局	比企郡小川町青山一四七―一	令和五年三月三十一日
えびす堂薬局	比企郡小川町大塚九六―三	令和五年三月三十一日
あすなる薬局東台店	本庄市東台四―八―二七	令和五年三月三十一日
あすなる薬局けや木店	本庄市けや木一―五―三	令和五年三月三十一日
あすなる薬局けや木南店	本庄市けや木一―八―三	令和五年三月三十一日
ポプラ薬局	蓮田市本町二―一―三	令和五年四月三十日
こすもす薬局北本店	北本市中央二―六―二	令和五年五月三十一日

二 指定施術機関

羽角 隆	立石 公輔	氏 名	
		住所	
はすみ接骨院	よつば接骨院	名 称	施 術 所
○一 号	四	所 在 地	
坂戸市南町七―一九 サニーパレス坂戸一 号	川越市砂九七八―一 四		廃止年月日
令和五年五月三十 一日	令和五年三月二十 日		

# 告示

## 埼玉県告示第八百二十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり辞退の届出があった。

令和五年七月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	辞退年月日
吉原歯科医院	入間市扇町屋四―二―一八	令和五年六月三十日



# 告示

## 埼玉県告示第八百二十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

令和五年七月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	明倫堂薬局	
所在地	ふじみ野市上 福岡一―五― 三二沢田ビル 一〇二	
開設者名	イントロン株式会社	
サービスの種類	居宅療養管理 指導	介護予防居宅 療養管理指導
指定年月日	令和五年二月一日	

告示

埼玉県告示第八百二十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

令和五年七月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	変更事項	変更前	変更後	サービスの種類
愛泉苑 シヨートステイ	事業所所在地	加須市水深八 六九―二	加須市水深八 六九―一	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護
加須市加須・大桑・水深高齢者相談センター 愛泉苑	事業所名称	愛の泉・加須市東部地域包括支援センター	加須市加須・大桑・水深高齢者相談センター 愛泉苑	介護予防支援
愛泉苑	事業所所在地	加須市水深八 六九―二	加須市水深八 六九―一	介護老人福祉施設
愛の泉デイサービスセンター	事業所所在地	加須市水深八 一一―二	加須市水深八 六九―一	通所介護

ケアプランかしの木		訪問看護ステーション ヨンかしの木		愛の泉居宅介護支援事業	
事業所所在地	事業所名称	事業所所在地	事業所名称	事業所所在地	事業所名称
草加市草加四 一五―一レ デンスミユ キ一階	ケアステーション ヨンかしの木	草加市草加四 一五―一レ デンスミユ キ一階	ケアステーション ヨンかしの木	加須市水深八 六九―二	愛の泉在宅介 護支援センタ 一
草加市草加一 一八―一三	ケアプランか しの木	草加市草加一 一八―一三	訪問看護ステ ーションか しの木	加須市水深八 一一―二	愛の泉居宅介 護支援事業
居宅介護支援		訪問看護 介護予防訪問看護		居宅介護支援	

# 告示

## 埼玉県告示第八百二十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

令和五年七月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	医療法人社団賢雅会 しおどめ歯科クリニック	
所在地	八潮市南川崎一 九二―一	
サービスの種類	居宅療養管理指導	介護予防居宅療養管理指導
廃止年月日	令和五年五月三十一日	

## 告示

### 埼玉県告示第八百二十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和五年七月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）所沢駅西口開発計画

埼玉県所沢市東住吉六百三十七番二外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

(1) 駐車場棟のあり方を抜本的に見直すこと。

ア 大型の排気ガス浄化装置を設置すること。

イ 北側出口④の利用時間を西側同様利用時間制限をすること。

ウ 駐車場の東側出口（中央通り線の①）をメインとすること。（ここを一番多く利用させること。）

（理由）

この駐車場棟は、七階建てで、北側一階に出口を設けており、しかも午前一時半まで利用可能としているが、この出口は、拙宅の玄関・エントランス並びに店舗（食品店舗）の正面である。このことは、わかりやすく言い換えれば、他人の家の玄関先に何台も車をバックで止め、その排気ガスを他人の家の玄関先に向けて排出しているのと全く同じである。大規模小売店舗運営者の利益追求だけで、近隣住民の健康被害、公害化という視点が欠如しているとしか言いようがない。まして、拙宅の場所は、市がいう商業地であって住宅地ではないから、そのような配慮は不要とでもいうのであろうか。示されている排気ガス対策はなおざりである。そういう計画で建設している施設だから、仕方ない、我慢しろというのか。とんでもないことである。なお、説明会当日、「所沢駅西口開発計画の開発方針」の開発目的を示され、その中で、所沢の街がより快適で賑わいのある街となるように進めている。よりよくしたいのだと言われた。所沢エリアとして「暮らす・働く・学ぶ・遊ぶ」の四要素を魅力的に高めリビングタウンの実現を目指す。リビングタウンとは、住み続けたい街という意味だと説明がされ、住み続けたい街づくりをするのだと付け加えられた。綺麗ごとにと終わらせたくないスローガンである。が、

これをとても重視しているとは思えない。口先では何とでも言えるのである。このような拙宅の周りの環境にされたのでは、「よりよくしたい」のは建設するための口実であり、拙宅にとって、よりよくなるとは到底いえないのである。むしろ、環境は悪化するだけである。くどくなるが、よりよくなるのは、株式会社西武リアルティソリューション及び住友商事株式会社にとって、収益が上がるという意味なのかと疑ってしまう。拙宅並びに地域住民にとっては、よくなるどころか、逆に環境を悪化させるものである。こういうところの、それも狭い道路である北側の拙宅前のところへ、駐車場の出口、それも午前一時半まで利用させ、更に一番多くの利用者台数（駐車場から出る利用者数）としているのである。なおかつ、こんなに排気ガス臭いところでは、健康を害する恐れや、匂い、騒音等々から、果たして住み続けられるのか、店舗にとってには、営業し続けられるのかという死活問題になってくるし、店舗収入で成り立っている我が家の生活が脅かされるのである。このことを理解していただきたい。大規模小売店舗立地法の主たる目的で「周辺地域の生活環境の保持」としているが、整合性がないではないか。したがって、百歩譲って、これらのことを真摯に考えるなら、大型の排気ガス浄化装置を設置し、浄化されたガスを大気中または地中に放出する等の装置を開発し設置するべきであろう。それもできないというなら、西側と同様にここの出口使用時間を制限していただきたい。こんな狭い住宅地に大規模小売店舗を建設する以上、そこまでの責任があるはずだ。それを踏まえて善処されたい。

(2) 渋滞緩和策として、マイカーの利用制限策を強化すること。

(理由)

現在、車の渋滞もなく、静かな住環境である。しかし、近隣住民しかり、すぐ裏手に居住する私にとっては、前述したとおり、駐車場棟の出口に充てられているのである。それも午前一時半まで利用させるのだという。営業が開始されれば、車が渋滞するのは目に見えており、私の所有するマイカーを自由に使用することすらできなくなる。拙宅が設置した店舗への買い物客の利用も大幅に制限され、営業妨害と言わざるを得ない。死活問題であり、全くの迷惑施設である。我慢してよでは済まされない。示されている交通処理計画における車線別混雑度の検証結果では、基準値以内に収まる結果となったといっている。先に示したシミュレーションでも車は流れると言われたが、あれは、歩行者の流れを無視したものであって、信号が青になったら車はすぐに進めるものではない。まず、歩行者が渡り終えるのを待たなければ左折できない。左折の車が進まなければ車を直進させることはできないのである。

しかも、左折車が通過しても正面の信号が赤に変わってしまうことが現実にも多く、直進できず、次の信号が青に変わるのを待つのである。このことは当然ながら渋滞原因の一つでもある。あのシミュレーションでは、この歩行者の通行時間など反映しておらず、為にするシミュレーションだったと言わざるを得ない。我々地域住民は、過去において、大規模小売店舗が開店した際の大渋滞を経験している。大変な被害を被った経験を持つているのである。なので、示されている交通処理計画は絵にかいた餅であり、机上の空論ではないかと思っている。現実はこのように甘くはない。ここを見据えていないのが悔しい。我々近隣住民にとっては、他人事ではないのである。公共交通機関利用促進を対策の一つとしているなら、車での利用を制限するといった思い切った対策が必要である。

(3) 北側道路に、交通誘導員なり同整理員を常駐させること。

(理由)

北側道路は狭いうえに、交互通行となっており、ここへ駐車場出口としており、渋滞するのは目に見えている。ここをスムーズに車を流すことが、「周辺地域の生活環境の保持」である。重複になるが、この「北側道路」に店舗を構えて営業、生活しており、車が交互通行出来ないほど駐車場から出てくる車で渋滞するのは目に見えており、運転手のモラルに任せるという責任逃れをいうのではなく、交通誘導員等を常駐させてスムーズな交通の流れを確保すべきである。

(4) データではすべて基準を満たしているから問題ないとする態度を改めて、実際に表出する想定外、データ外のことを考えた対策を講じること。

(理由)

重複するが、今計画は、周辺地域に居住する拙宅にとっては、生活そのものが脅かされるものであり、真摯に「周辺生活環境の保持」について、地域住民の意見を聞き、検討を住民とともに行っていただきたい。

(5) 臭いものには蓋をせず、私のように意見ある者を入れた(仮称)対策検討会議を設けること。

(理由)

重複するが、今計画は、周辺地域に居住する拙宅にとっては、生活そのものが脅かされるものであり、真摯に「周辺生活環境の保持」について、地域住民の意見を聞き、検討を住民とともに行っていただきたい。

## 二 縦覧期間

令和五年七月二十八日から令和五年八月二十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター



## 告示

### 埼玉県告示第八百二十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年七月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

フォリオ竈原SC

埼玉県深谷市大字東方三千二百四十六―一外

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社フレッセイ 代表取締役 植木威行

群馬県前橋市力丸町四百九十一番地一

（変更後）株式会社フレッセイ 代表取締役 早川仁

群馬県前橋市力丸町四百九十一番地一

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社フレッセイ 代表取締役 植木威行

群馬県前橋市力丸町四百九十一番地一 外 計三者

（変更後）株式会社フレッセイ 代表取締役 早川仁

群馬県前橋市力丸町四百九十一番地一 外 計三者

#### ハ 変更年月日

令和五年三月十三日

#### ニ 届出年月日

令和五年六月二十六日

#### 二 縦覧期間

令和五年七月二十八日から令和五年十一月二十八日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和五年七月二十八日から令和五年十一月二十八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告示

### 埼玉県告示第八百二十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年七月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

フレッセイ児玉店

埼玉県本庄市児玉町八幡山四十五―一外

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社フレッセイ 代表取締役 植木威行

群馬県前橋市力丸町九百番地の一

（変更後）株式会社フレッセイ 代表取締役 早川仁

群馬県前橋市力丸町四百九十一番地一

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社フレッセイ 代表取締役 植木威行

群馬県前橋市力丸町九百番地の一 外 計三者

（変更後）株式会社フレッセイ 代表取締役 早川仁

群馬県前橋市力丸町四百九十一番地一 外 計三者

#### ハ 変更年月日

令和五年三月十三日外

#### ニ 届出年月日

令和五年六月二十六日

#### 二 縦覧期間

令和五年七月二十八日から令和五年十一月二十八日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター本庄事務所

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和五年七月二十八日から令和五年十一月二十八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告示

### 埼玉県告示第八百二十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年七月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

フレッセイ 田谷店

埼玉県深谷市田谷百九十一―四外

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社フレッセイ 代表取締役 植木威行

群馬県前橋市力丸町九百番地の一

（変更後）株式会社フレッセイ 代表取締役 早川仁

群馬県前橋市力丸町四百九十一番地一

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社フレッセイ 代表取締役 植木威行

群馬県前橋市力丸町九百番地の一 外

（変更後）株式会社フレッセイ 代表取締役 早川仁

群馬県前橋市力丸町四百九十一番地一 外

#### ハ 変更年月日

令和五年三月十三日

#### ニ 届出年月日

令和五年六月二十六日

#### 二 縦覧期間

令和五年七月二十八日から令和五年十一月二十八日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和五年七月二十八日から令和五年十一月二十八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告示

### 埼玉県告示第八百三十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年七月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ花園インター店

埼玉県深谷市荒川字鍛冶ヶ谷戸三百九十八番外七筆

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）（仮称）ケーズデンキ花園インター店

埼玉県深谷市荒川字鍛冶ヶ谷戸三百九十八番外七筆

（変更後）ケーズデンキ花園インター店

埼玉県深谷市荒川字鍛冶ヶ谷戸三百九十八番外七筆

#### ハ 変更年月日

令和五年四月二十八日

#### ニ 届出年月日

令和五年六月二十七日

#### 二 縦覧期間

令和五年七月二十八日から令和五年十一月二十八日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

#### イ 意見書提出期間

令和五年七月二十八日から令和五年十一月二十八日まで

#### ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告 示

### 埼玉県告示第八百三十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業中太田・小柱地区（区画整理事業）の換地計画を令和五年七月二十四日に定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及びその換地計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和五年七月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 縦覧期間

令和五年八月四日から

令和五年九月四日まで

#### 二 縦覧場所

秩父市役所



# 告 示

## 埼玉県告示第八百三十二号

測量計画機関である伊奈町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年七月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

伊奈町

### 二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

### 三 作業地域

伊奈町全域及び周辺地域

### 四 作業期間

令和五年十月一日から令和六年三月二十七日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第八百三十三号

測量計画機関である埼玉県朝霞県土整備事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年七月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

埼玉県朝霞県土整備事務所

### 二 作業種類

四級基準点測量、三級水準測量、仮B M設置測量、中心線測量、縦断測量、横断測量、現地測量

### 三 作業地域

主要地方道朝霞蕨線 朝霞市本町地内

### 四 作業期間

令和五年五月十六日から令和五年九月十五日まで

# 告示

## 埼玉県告示第八百三十四号

測量計画機関である本庄市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年七月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

本庄市

### 二 作業種類

公共測量（基準点測量）

### 三 作業地域

本庄市東台地内

### 四 作業期間

令和五年七月十日から令和五年八月三十一日まで

## 告 示

### 埼玉県告示第八百三十五号

令和五年埼玉県告示第七百一号で公示した公共測量は、令和五年六月三十日終了した旨測量計画機関である東秩父村から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年七月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

# 告 示

## 埼玉県告示第八百三十六号

測量計画機関である独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年七月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 測量計画機関  
独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
- 二 作業種類  
公共測量（三級基準点測量、四級基準点測量）
- 三 作業地域  
三郷市彦糸三丁目ほか
- 四 作業期間  
令和五年六月十四日から令和五年十月三十一日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第八百三十七号

測量計画機関である皆野町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年七月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

皆野町

### 二 作業種類

公共測量（空中写真撮影、写真地図作成）

### 三 作業地域

皆野町全域

### 四 作業期間

令和五年八月一日から令和六年二月二十六日まで

## 告 示

### 埼玉県告示第八百三十八号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年七月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所

#### 二 作業種類

公共測量（三級基準点測量、四級基準点測量、地上レーザー測量）

#### 三 作業地域

荒川上流河川事務所熊谷出張所管内及び入間川出張所管内

（北本市、鴻巣市、熊谷市、深谷市、川越市、比企郡川島町）

#### 四 作業期間

令和五年六月一日から令和六年一月三十一日まで

# 告示

## 埼玉県告示第八百三十九号

次に掲げる宅地建物取引業者の事務所の所在地又はその業者の所在が確知できないので、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十七条第一項の規定により、その旨公告する。

この公告の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、宅地建物取引業法第六十七条第一項の規定により、当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

令和五年七月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

株式会社ミサト	商号又は名称	氏名（法人にあつては代表者の氏名）	主たる事務所の所在地
勝崎 照一			埼玉県志木市下宗岡二丁目十一番二十号



# 告 示

## 埼玉県告示第八百四十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和五年七月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

令和5年度埼玉県立学校24校コンピュータ教室用機器等賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県教育局県立学校部ICT教育推進課企画・総合調整担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和5年6月23日

4 落札者の氏名及び住所

三菱HCキャピタル株式会社 東京都千代田区丸の内1丁目5番1号

5 落札金額

581,789,560円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和5年5月19日

# 告 示

## 埼玉県告示第八百四十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和五年七月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

1 購入等件名及び数量

Google Workspace for Education Plusライセンス等調達 116,742ライセンス

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県教育局県立学校部ICT教育推進課企画・総合調整担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和5年6月2日

4 落札者の氏名及び住所

D d r i v e株式会社 愛媛県四国中央市下柏町426番地1

5 落札金額

55,218,966円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和5年4月21日

# 告 示

## 埼玉県告示第八百四十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和五年七月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

次期県立学校間ネットワークシステム機器賃貸借及び運用管理設計業務委託一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県教育局県立学校部 I C T 教育推進課企画・総合調整担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号

3 落札者を決定した日

令和 5 年 6 月 9 日

4 落札者の氏名及び住所

デロイトトーマツコンサルティング合同会社 東京都千代田区丸の内 3 丁目 2 番 3 号丸の内二重橋ビルディング

5 落札金額

74,580,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和 5 年 4 月 21 日

# 告 示

## 埼玉県告示第八百四十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和五年七月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

無線警ら車の製造請負 10台

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 納入期限

令和6年3月28日（木）

### (4) 納入場所

埼玉県警察本部総務部財務局装備課長が指定する場所

### (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和4年埼玉県告示第747号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

(6) 納入しようとする物品に関するアフターサービス体制が整備されており、契約担当者の求めに応じて速やかに提供できる者であること。



### 3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部  
総務部財務局会計課調度係 原口 電話048-832-0110 内線2244

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

次の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

〒331-0065 埼玉県さいたま市西区二ツ宮883番地 埼玉県警察本部総務部財務局装備課車両係 電話048-832-0110 内線704-312

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和5年8月29日（火）午前9時50分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和5年8月28日（月）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和5年8月29日（火）午前9時50分まで

なお、代理人が入札書を持参する場合は、委任状を提出すること。

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 令和5年8月29日（火）午前10時

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和5年8月23日（水）午後5時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類

を令和5年8月4日(金)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301  
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))  
へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を  
受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Manufacture of  
Radio Patrol Cars Quantity:10

(2) Time - limit for tender: By the electronic tender system; 9:50 a.m.  
August 29, 2023 By mail; 5:00 p.m. August 28, 2023 In person; 9:50 a.m.  
August 29, 2023

(3) Contact point for the notice: Property Management Group, Finance  
Division, Finance Bureau, General Affairs Department, Saitama Pre-  
fectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi,  
Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext.2244

# 告 示

## 埼玉県告示第八百四十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和五年七月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び予定数量

トヨタ社製四輪車両用純正部品ほか11品目の単価契約

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和5年6月9日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社コイズミ 東京都板橋区熊野町33番3号

5 落札金額

44,261,250円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和5年4月28日

# 告 示

## 埼玉県告示第八百四十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和五年七月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名

ヘリコプター（アグスタ式A109E型A323N）4800時間点検の請負 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和5年6月9日

4 落札者の氏名及び住所

朝日航洋株式会社 東京都江東区新木場4丁目7番41号

5 落札金額

64,900,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和5年4月28日

# 告 示

## 埼玉県選管告示第五十九号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる施設から、次のとおり名称の異動の届出があった。

令和五年七月二十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

	施設の開設主体及び名称	所在地
旧	社会福祉法人ハッピーネット 特別養護老人ホーム 中野林ゆめの園	
新	社会福祉法人ハッピーネット ゆめの園りあん中野林 特別養護老人ホーム	埼玉県さいたま市西区大字中野林六百五十番地一